

○乗用型トラクターにおけるシートベルトの着用徹底について

令和3年秋の農作業安全確認運動では、「見直そう！農業機械作業の安全対策」を重点推進テーマとして、農業者の皆様の農作業中の安全対策を推進しています。

農業機械作業による死亡事故が多発している状況が継続していることを踏まえ、昨年度に引き続き、特に死亡事故の発生割合が高い乗用型の農業機械の作業における、シートベルト、ヘルメットの着用徹底や、農業機械作業の安全対策を見直す運動を展開しています。

今回は、「乗用型トラクターにおけるシートベルトの着用徹底について」紹介します。

農業においては、毎年300件前後の農作業中の死亡事故が発生しており、要因別にみると、乗用型トラクター等における機械からの転落・転倒が最多となっています。

また、2015年から2019年の5年間における農耕車(農耕トラクター、コンバイン、田植え機など)の乗員の死傷者総数は746人であり、そのうちシートベルトを着用していない場合または着用が不明な場合は653人で、全体の88%を占めていることが分かっています。

大きなけがや、死亡事故につながる場合は、車内から車外へ投げ出されるなど、車外での影響によるものが多く、これらは、シートベルトの着用により一定程度軽減できるものと考えられます。

※キャビンのない農耕車におけるシートベルトの着用は、転倒時に安全域を確保できる安全フレーム等が装備されていることが前提となります。

農業者の皆様におかれましては、重大な事故を防止するためにも、トラクターを運転するときは、必ずシートベルトを着用しましょう。

農林水産省では、公益財団法人交通安全総合分析センターの集計結果を分析し、シートベルトを着用することで、死亡事故の発生を大幅に低減できることを明らかにしています。シートベルト着用の効果を周知するチラシをweb上で公開していますので、作業場やご自宅に掲示したり、スマートフォンなどにダウンロードのうえ、農作業事故防止にご活用ください。

【参考】

・農業機械安全性向上対策強化委託事業(令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業)

(https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/siryu.html)

・令和3年秋の農作業安全確認運動における周知活動について

乗用型トラクターにおけるシートベルトの着用徹底について

(https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/syuuchi.html)